

入港国措置： 今後の取組

序文

1. 拡大委員会に付属する第 13 回年次会合において、CCSBT のメンバー、協力的非加盟国及びオブザーバーは、未報告漁獲の廃絶を確保し、適切な資源評価の基礎となる正確なデータを提供する、統合的な遵守措置のパッケージを採択し完全に導入することの決定的重要性を認識した。
2. 漁獲証明書スキーム(CDS)、漁船監視システム(VMS)及び大型漁船による転載に関する規則といった 3 つの措置が採択されたが、監視、管理及び取締り(MCS)に関する総合的なパッケージの一部を構成するその他の重要な措置は、時間的な制約のため、取り扱われなかった。取り扱われなかった措置には、独立オブザーバー・プログラム、入港国措置、乗船検査及び漁船登録が含まれる。
3. 本文書の目的は、CCSBT の第 14 回会合において、CCSBT における入港国措置(PSM)の導入に関する議論を導入し促進することにある。

## ニュージーランド SBT 漁業のレビュー

### 1. 序文

国内のみなみまぐろ(SBT)漁業は開始以来、EEZ の中で、手釣り、引き縄及びはえ縄により行われてきた。近年では、ほとんどの SBT は表層はえ縄漁業により漁獲されており、ごく一部が引き縄あるいはホキを対象とした中層トロールにより混獲されている。国内漁業は様々な漁船によって行われており、これには数多くの個人所有の小型船、超低温機能を備えた幾つかの外国製の大型漁船及び 4-5 隻のニュージーランドに用船された日本の大型はえ縄船が含まれる。

2004 年 10 月 1 日から、漁獲枠管理制度(QMS)がミナミマグロにも適用されるようになり、総商業漁獲可能量(TACC)は 413 トンと設定された。ニュージーランドの国別漁獲枠は 420 トンであり、残りは遊魚者(4 トン)、原住民(1 トン)及びその他の漁業に関連する死亡要因(2 トン)に当てられている。QMS の導入により、従来の“オリンピック”方式が変更され、また SBT はえ縄船団の整理統合につながったと見られている。

直近漁期(2005/06 年)の漁獲量は過去 10 年間で最低であった(238 トン)。その主な要因として 2 点が指摘されている。1 つは NZ はえ縄漁業への新規加入魚の欠如の結果として漁獲されやすい資源量の低下(用船船団における低調な CPUE が継続して続いていることで明らかなおり)。もう 1 つは国内船団及び用船船団の両方におけるはえ縄努力量の減少である。

2006/07 漁期の当初漁獲量は高いものとなっている(2007 年 7 月末で 342 トン)。

事務局による翻訳